

市では収集できないごみ

爆発・火災の原因となるもの、人体に有害なもの、処理が困難なもの、処理に支障をおよぼすおそれがあるものについては、市では収集できませんので、ごみ集積場所には出さないでください。

対象品目



劇物・毒物



バッテリー



塗料※1



ガソリン・灯油※2



プロパンガスのボンベ

危険なもの



ブロック・コンクリート



ピアノ



タイヤのホイールなどの自動車・オートバイの部品※3



金庫



電動マッサージチェア

頑強なもの



消火器



自動車



バイク

販売店や製造元などで回収するもの

- ※1 新聞・布などに染み込ませ、固形化しているものは普通ごみへ
- ※2 ガソリンや灯油が入っていた空の容器は大きさと判断し、普通ごみまたは粗大ごみ(小型)へ
- ※3 ホイールがないタイヤは大きさと判断し、粗大ごみ(小型)または粗大ごみ(大型)へ
- ※4 汚物が付着した紙おむつは、汚物をトイレで処分し、紙おむつは普通ごみへ

その他
処理に支障を及ぼすおそれがあるもの



液体



土砂



汚物※4

廃棄方法

販売店、メーカー、許可を持った専門の処理業者などへ相談し、処理を依頼してください。

処理相談窓口

- ◆消火器 株消火器リサイクル推進センター 電話：03-5829-6773
- ◆バイク 二輪車リサイクルコールセンター 電話：050-3000-0727

事業系ごみ(事業活動に伴って出されたごみ)

事業活動※5に伴って生じたごみは「事業系ごみ」として、事業者が自らの責任において適切に処理しなければなりません。種類や量の多少に関わらず、**家庭ごみの集積場所に出すことはできません。**

※5 事業活動とは、営利を目的とする活動のほか、病院や学校、官公署などの公共サービスも含む

また事業系ごみは「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分かれます。

- 産業廃棄物：事業活動に伴って出されたごみのうち、法令で定める20種類のもの
(例 プラスチック製品、発泡スチロール、金属製品、木製パレット、ガラス製品など)
- 事業系一般廃棄物：事業活動に伴って出されたごみのうち、産業廃棄物以外のもの
(例 書類、木製の棚、生ごみなど※6) ※6 業種によっては産業廃棄物にあたる場合がある

廃棄方法

- 産業廃棄物：大阪府の許可を受けた業者に処理を委託する。

業者については、[大阪府産業廃棄物処理業者名簿](#) [検索](#)、もしくは大阪府産業廃棄物指導課
(☎06-6941-0351(代表))までお問い合わせください。

- 事業系一般廃棄物

方法1 環境衛生センターに自ら持ち込む

事前申込が必要です。→13ページ参照
詳細は環境事業課 施設係(☎072-634-1627)までお問い合わせください。

方法2 茨木市の許可を受けた業者に処理を委託する

事業系一般廃棄物全般に関するお問い合わせは、環境政策課(☎072-620-1644)までお問い合わせください。

茨木市一般廃棄物収集運搬許可業者

(株)石原産業	(電話) 06-6392-3271
茨木環境保全(株)	(電話) 072-625-8121
北大阪清掃(株)	(電話) 06-6952-0355
都市クリエイト(株)	(電話) 072-681-0089
鷺尾商店(株)	(電話) 072-622-2173

(50音順)